

装施第317号  
平成20年5月28日

各所属長 殿

岐阜県警察本部長

警察官の服制及び服装に関する規程の解釈及び運用上の留意事項について（通達）  
警察官の服制等については、「警察官の服制及び服装に関する規程」（平成2年岐阜県警察訓令第24号。以下「訓令」という。）及び「警察官の服制に関する規程の一部改正について」（平成7年3月31日付け務発第253号。以下「旧通達」という。）に基づき運用しているところであるが、訓令の一部を改正したのに伴い、別添のとおり「警察官の服制及び服装に関する規程の解釈及び運用上の留意事項」を制定し、平成20年6月1日から施行することとしたので、その適正な運用に努められたい。

なお、旧通達及び「夏期用防炎出動服の着用について」（平成8年5月2日付け務発第370号）は廃止する。

## 別添

### 警察官の服制及び服装に関する規程の解釈及び運用上の留意事項

#### 1 活動服等の着用範囲（第3条関係）

- (1) 第1項に掲げる業務に従事する場合は、勤務の形態に適応した機動性を確保するため、制服上衣に代えて活動服のみを着用するものとする。したがって、活動服に制帽の着用を基本とし、活動帽及び活動ネクタイは含まない。
- (2) 第1項第3号の「地域警察勤務」とは、機動警ら、交番、駐在所等の外部執行を伴う勤務をいい、警察本部及び警察署における庶務、企画係等の勤務は含まない。
- (3) 第2項に掲げる業務に従事する場合は、活動服、活動帽、活動ネクタイを着用することができる。この規定は制服を基本形態としながら、状況に応じて選択できる趣旨であるが、複数の者が同一業務に従事する場合は統一すること。  
なお、冬服及び合服の制服を着用する場合は、制帽及び制服ネクタイの着用を基本とすることから、本項の規定は適用できない。
- (4) 第2項第4号の「警察用車両」とは、地域警察活動、交通警察活動等公衆と応接する機会が多い業務に使用する車両以外の車両をいうが、所属長が必要と認めたときは、警ら用無線自動車及び交番・駐在所用小型警ら車の乗車時、活動帽に限りこれを着用することができる。
- (5) 第2項第5号の「準ずる業務」とは、第2項の各号に掲げる業務に準じて、外部執行を伴い、かつ、機動性を確保するために、活動服等を着用することが必要と認められる業務をいう。したがって、機動性を確保する必要のない交通安全教育その他各種講習に係る業務、受付業務、儀式、学校教養（拳銃訓練を除く。）等は含まない。

#### 2 制服等着用の特例（第4条関係）

「勤務の性質上必要があると認めたとき」とは、緊急出動が予想される場合又は防犯等の対策上必要がある場合をいう。

#### 3 靴の着用（第5条関係）

半長靴は、原則として、教練、警備実施その他部隊行動を取るときに着用するが、「半長靴以外の靴等」とは、災害警備の際の地下足袋、山岳救助活動の際の登山靴等をいう。

#### 4 防寒服及び雨衣の制式（第6条関係）

防寒服は、第1種防寒服（コート式）又は第2種防寒服（ブルゾン式）を着用するものとする。

雨衣は、通常白色雨衣として着用する。ただし、夜間の張り込みその他所属長が勤務の性質上特に指定した場合は、紺色雨衣として着用することができる。

#### 5 礼装（第8条関係）

- (1) 第1項に規定する礼服を着用する場合の基準は、別表のとおりとする。
- (2) 礼服を着用する場合（第2項に規定する略礼装を含む。）は、原則として、帯革、拳銃及び警棒は装着しない。ただし、拳銃については、所属長が装着を指示した場合は、私服の場合と同様の方法によりこれを携帯すること。

- (3) 常装に白手袋を着用する礼装の場合は、帯革、拳銃及び警棒の着装について、所属長の判断により、その全部又は一部を省略させることができる。
  - (4) 礼装時の警察勲功章等の着装については、「警察表彰規則」（昭和 29 年国家公安委員会規則第 14 号）第 9 条第 2 項及び第 3 項の規定による。
  - (5) 弔意を表す場合には、ネクタイは黒色とし、飾緒は着装しない。
  - (6) 職員本人、親族等の冠婚葬祭等においても、礼装することが社会慣習上必要と認められる場合は、礼服の着用又は略礼装をすることができる。
  - (7) 礼服は、「警察官の支給品及び貸与品取扱要領」（平成 25 年 3 月 14 日付け装施第 133 号）第 10 の定めによる手続により装備施設課において借用すること。
  - (8) 礼服の着用期間は、夏礼服は 5 月 1 日から 10 月 31 日までとし、冬礼服は 11 月 1 日から翌年 4 月 30 日までとするが、これにより難い場合は、所属長は本部長の承認を得て変更することができる。
- 6 特殊被服の着用（第 9 条関係）
- 夏期用防災出動服は、「出動服」と同様に特殊被服として夏服の着用期間に準じて着用するほか、難燃性及び耐薬品性にも優れていることから、火災現場あるいは化学工場の爆発事故等の捜査活動に従事する場合など必要に応じて着用することができる。
- 7 交通機動隊員等の服制及び服装等（第 10 条関係）
- (1) 交通機動隊員等が着用する被服及び装備品の着装方法は、次のとおりとする。
    - ア マフラー  
マフラーの先端は、襟の中に入れる。
    - イ 警笛くさり  
常時着装し、くさりの元部のクリップを交通乗車服上衣の右肩章に挟み、先端に警笛を付けて右胸部ポケットに納める。
    - ウ 小物入れ  
所属長が必要と認めた場合に着装することができる。この場合、帯革本体のバックルから左寄り運転操作に支障を来さない位置とする。
  - (2) 訓令別表第 1 に掲げるもののうち、乗車用ヘルメット、乗車用手袋及び乗車靴の着用区分について、(甲)とあるのは白バイによる警察活動に従事する警察官（以下「白バイ乗務員」という。）が、(乙)とあるのは白バイ以外の交通取締用自動車による警察活動に従事する警察官がそれぞれ着用するものとする。また、プロテクター、防じん眼鏡及びマスクは、白バイ乗務員が必要により着用することができる。
  - (3) 盛夏服の着用期間は、警察官の制服の着用期間に準ずることとする。
- 8 交通警察官の服装（第 11 条関係）
- (1) 交通警察官とは、交通整理、指導取締りその他交通警察活動に従事する警察官の総称であり、係別のいかに問わない。したがって、交通係以外の係の警察官が本来の業務を離れて交通一斉取締り等において、交通整理、指導取締り等に従事する場合は、交通警察官に当たる。ただし、地域警察官が地域勤務を通じて行う交通整理、街頭監視、指導取締り等はこれに該当せず、あくまでも本来の業務を離れて勤務する場合をいう。
  - (2) 交通警察官が着用又は着装する特殊被服等は、次のとおりである。

ア ヘルメット、交通制帽

交通警察活動に従事する警察官は、原則としてヘルメットを着用することとし、交通制帽は、交通安全広報に従事する場合など、受傷事故の危険性が少ないと認められるときに限り着用できることとするが、この範囲を拡大解釈しないようにするとともに、その斉一を期すこと。

イ 特殊帯革（夜光帯革）

帯革のみの着装をいうが、所属長が必要と認めた場合は、拳銃若しくは警棒を着装し、又は手錠を携帯することができる。

ウ 交通腕章

常時着装する。この場合、交通安全等の文字を記入したものは着装しないこと。

エ 警笛つりひも

常時着装するものとし、制服上衣（制服用ワイシャツを含む。）又は活動服の右肩章の下に通して脇の部分で締めて留め、ひもの先端に警笛を付けて右胸部ポケットに納める。

なお、女性警察官の警笛は、制服上衣及びベスト着用時は右腰部ポケットに、活動服、制服用ワイシャツ及び夏服上衣着用時は右胸部ポケットに納める。

オ 夜光チョッキ

夜間のほか昼間であっても受傷事故防止上必要と認めた場合は、着用することができる。

9 航空隊員の服制及び服装（第 12 条関係）

(1) 航空隊員が着用する航空服の区別は、次のとおりである。

ア 操縦士用

航空機の操縦業務に従事する警察官

イ 特務員用

航空機による警察活動に従事する警察官でア以外のもの

(2) 航空服及び航空隊帽子の着用期間は、冬用を 10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで、夏用を 6 月 1 日から 9 月 30 日までとする。

(3) 航空防寒服及び冬山用防寒服は、気候の変化に応じて、適宜着用することができる。

10 特別勤務に従事する警察官の服装（第 13 条関係）

職務の特殊性から警察活動に必要な被服の全てを規定することは困難であることから、山岳救助用被服、防弾衣その他特別な勤務に従事するために必要な被服又は装備品を着用又は着装できる趣旨であり、あくまで特殊被服の補充的かつ一時的な着用又は着装をいう。したがって、通常勤務形態において適用してはならない。

11 私服の着用（第 14 条関係）

私服の範囲は、犯罪の捜査、情報の収集及び街頭での少年補導活動に従事する場合を示すが、生活安全係、刑事係又は警備係以外の警察官であっても、一時的に私服勤務員と同様の職務に従事するときは、私服を着用することができる。

なお、第 3 号の「その他勤務の性質により必要と認めるとき。」とは、私服の着用の趣旨に反しない限り、所属長が適宜判断して着用させることができる趣旨である。

12 受傷事故防止資器材の活用（第 15 条関係）

受傷事故防止資器材とは、ヘルメット、夜光チョッキ、耐刃防護衣などを着用又は着装することによって、受傷事故防止を図ることができる装備品及び貸与品をいう。

- (1) 警察官は、警ら用無線自動車、交通取締用自動車等警察車両に、制服又は活動服を着用して乗車する場合において、受傷事故防止のため必要があると認めるときは、あらかじめヘルメットを着用しなければならない。ただし、受傷事故の危険性が少ないと認められる次のような場合においては、制帽を着用するものとする。

また、交通機動隊員等及び交通警察官が交通制帽を着用する場合においても、次に準ずるものとする。

ア 広報活動に従事するとき。

イ 祭典、パレード、駅伝等の先導に従事するとき。

ウ 通送等の連絡業務及び車両修理等のための搬送業務に従事するとき。

エ 人及び資機材等の輸送業務に従事するとき。

オ その他所属長がヘルメットを着用する必要がないと認めたとき。

- (2) 交通警察官以外の警察官にあっても、夜間に勤務するとき、及び受傷事故防止のため必要があると認める場合は、夜光チョッキを着用することができる。
- (3) 地域警察官等（自動車警ら隊員及び鉄道警察隊員を含む。）は、制服を着用して勤務する場合は、耐刃防護衣を着用するものとする。ただし、勤務の性質上、所属長が必要でないと認めた場合を除く。
- (4) その他の受傷事故防止資器材にあっても、所属長が必要と認めたときは着用又は着装することができる。

#### 13 女性警察官の特例（第 16 条関係）

- (1) 女性警察官がショルダーバックを携帯するときは、肩ひもを制服上衣又は活動服の左肩に掛け、肩章で留めて着装する。ただし、雨衣又は防寒服を着用するときは、雨衣又は防寒服の左肩に掛け、肩章で留めて携帯する。
- (2) 女性警察官が帯革及び拳銃を着装するときは、制服上衣（夏服を除く。）又は活動服の下に着装する。
- (3) 警察手帳は、制服上衣（夏服を除く。）、活動服及びベスト着用時にあつては、左腰部ポケット、制服用ワイシャツ及び夏服上衣着用時にあつてはスカート又はズボンの左腰部ポケットに納め、それぞれつりひもをポケット内のループに取り付ける。

#### 14 記章等の着装（第 17 条関係）

- (1) 署長章等は、制服上衣を着用しない場合は、制服用ワイシャツに着装するものとする。
- (2) 署長章等は、制服上衣又は制服用ワイシャツの右胸部に着装する。
- (3) 第 3 項に規定する「記章等」とは、警察活動を行うに際して着装することにより、有効かつ効果的となる記章、腕章等をいう。
- (4) 所属長は、制服で勤務する警察官に記章等を着装させる場合は、記章等の取扱いについて必要な事項を定めることとする。

附 則（平成 20 年 5 月 28 日付け装施第 317 号）

この通達は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 12 日付け装施第 140 号）

この通達は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 3 月 31 日付け装施第 440 号）

この通達は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 8 月 31 日付け装施第 807 号）

この通達は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

※別表省略